

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

整理番号の真ん中の
2桁の数字です。

用途	規模 又は 階 *いずれかに該当するもの	用途 コード	指定する報告時期(月)	
劇場、映画館又は演芸場	・地階 ・F ≥ 3階 ・A > 200㎡ ・主階が1階にないもので A > 100㎡(※) (※A ≤ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限る。)	11	4月から10月	
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・地階 ・F ≥ 3階 ・A > 200㎡(※) (※平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の 合計が400㎡未満の集会場を除く。)	12		
旅館又はホテル	F ≥ 3階 かつ A > 2000㎡	13		
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≥ 3階 かつ A > 3000㎡	14		
地下街	A > 1500㎡	15		
右記の建築物に設けられるもの	児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 300㎡(※) (※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のもの を除く。)	21	4月から11月
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡(2階部分) ・A > 300㎡(※)		
	旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)	(※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のもの を除く。)	22	
	学校、学校に附属する体育館	・F ≥ 3階 ・A > 2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A ≥ 2000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34 を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	28	
	用途コード21に該当しない病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	A > 200㎡	29	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 500㎡(2階部分)	31	4月から12月 及び1月	
	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・A > 500㎡		32
	複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・F ≥ 3階 ・A > 500㎡		33
	事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が2000㎡を 超える建築物のうち、 F ≥ 3階 かつ A > 1000㎡		34
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを除く。)	F ≥ 5階 かつ A > 1000㎡	40	4月から9月	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は 寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F ≥ 3階 ・A ≥ 300㎡(2階部分)	41		
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用 に供する用途	A > 200㎡	49		

(注意)

- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。ただし、A ≤ 200㎡の場合、階数が3以上のものに限ります。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。